

原子力施設等におけるトピックス  
(令和2年11月23日～11月29日)

令和2年12月2日  
原子力規制庁

○令和2年11月23日～11月29日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

| 発表日    | 事業者名   | 事業所名 | 件名               | 備考 |
|--------|--------|------|------------------|----|
| 11月27日 | 藤元総合病院 |      | 放射線業務従事者の計画外の被ばく |    |

○主要な原子力事業者(\*)の原子力事業所内で令和2年11月23日～11月29日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関する事案で、事業者がプレス公表したもの

\*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃(株)

| 発表日 | 事業者名 | 事業所名 | 件名   | 備考 |
|-----|------|------|------|----|
|     |      |      | 該当なし |    |

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス

該当なし

<その他>

該当なし

2020年11月27日

## （一社）藤元総合病院における放射線業務従事者の 計画外の被ばくについて報告を受けました

原子力規制委員会は、本日（27日）、一般社団法人藤元メディカルシステム 藤元総合病院（以下「藤元総合病院」という。）から放射線業務従事者の計画外の被ばくについて、放射性同位元素等の規制に関する法律第31条の2の規定に基づく法令報告事象に該当するとの報告を受けました。

### 記

#### 1. 藤元総合病院からの報告内容

本日（27日）、藤元総合病院（宮崎県都城市）から、同社の放射線業務従事者1名が、PET薬剤を生成中に放射性同位元素（炭素11）の入った小瓶を落下させ、当該放射性同位元素が室内に漏えいしたことにより、5ミリシーベルトを超えて計画外に被ばくしたことから、放射性同位元素等の規制に関する法律第31条の2の規定に基づく法令報告事象（放射線業務従事者の計画外の被ばく）に該当すると報告がありました。

藤元総合病院からの報告の概要は別紙のとおりです。

#### 2. 原子力規制委員会の対応

今後、藤元総合病院が行う原因究明及び再発防止策について、確認していきます。

以上

**《担当》**

原子力規制庁 長官官房 総務課 事故対処室 室長 金子 真幸

担当：松田

電話：03-3581-3352（代表）

03-5114-2121（直通）

藤元総合病院からの報告の概要  
(11月27日19時00分までに受けたもの)

- 令和2年11月27日12時45分頃、藤元総合病院の放射線業務従事者（以下「従事者」という。）1名が、サイクロトロンを用いてPET薬剤（放射性同位元素（炭素11））を生成していたところ、同病院内のホットラボ室において同薬剤が入った小瓶を誤って落下させてしまい、放射性同位元素を漏えいさせてしまった。
- 当該従事者の被ばく線量について、管理区域から退出するまでの間において汚染した管理区域内の雰囲気から評価した結果、およそ12ミリシーベルトであり、5ミリシーベルトを超える計画外の被ばくがあったことを本日（11月27日）確認した。
- 以上の状況を踏まえ、本日17時04分に放射性同位元素等の規制に関する法律第31条の2の規定に基づく法令報告事象（放射線業務従事者の計画外の被ばく）に該当すると判断し、本日18時42分に原子力規制庁へ報告した。
- なお、当該従事者について、被ばく線量が年間の法令線量限度を超えるものではなく、現時点で被ばくによる健康への影響はないと考えているが、念のため、医師による健康診断を受けている。また周辺環境への影響はない。

以上